

令和4年度の献血の受入れに関する計画（案）について

- ・令和4年度の献血の受入れに関する計画（案）【諮問】 1
- ・令和4年度の献血の推進に関する計画（案） 15

厚生労働省発薬生 0222 第 29 号
令和 4 年 2 月 22 日

薬事・食品衛生審議会
会長 太田 茂 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之
(公 印 省 略)

諮詢書

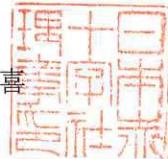
令和 4 年度の献血の受入れに関する計画を認可することについて、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律 160 号）第 11 条第 4 項の規定に基づき、貴会の意見を求める。

血企第25号
令和4年2月9日

厚生労働大臣
後藤 茂之 様

日本赤十字社

理事 高橋 孝喜



令和4年度の献血の受入れに関する計画について

標記計画については、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（昭和31年法律第160号）第11条第1項の規定に基づき提出いたします。

令和4年度の献血の受入れに関する計画（案）

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第11条及び同法施行規則第4条に基づき、各都道府県と協議し、日本赤十字社における当該年度に献血により受け入れる血液の目標量、献血をする者の募集その他の血液の目標量を確保するために必要な措置に関する事項及びその他献血の受入れに関する重要事項を定めるものである。

第1 令和4年度に献血により受け入れる血液の目標量

令和4年度に献血により受け入れる血液の目標量は、別紙1の輸血用血液製剤及び血漿分画製剤用の原料血漿の必要量を確保するために、別紙2のとおり全血献血で133万リットル、血漿成分献血で62万リットル、血小板成分献血で31万リットルの合計226万リットルとする。

第2 献血をする者の募集その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 献血受入体制

血液の目標量の確保に当たっては、全国を7ブロックに分けた広域的な需給管理体制を活かし、国、地方公共団体等と連携し、効率的な献血の受入れを進める。医療需要に応じた採血を行うとともに、特に400ミリリットル全血献血及び成分献血を中心に、年間を通じ安定的に献血の受入れを行う。

献血の受入れに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた安全かつ安心な受入環境を保持するなど、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続した献血協力につながるよう、環境の整備を行う。献血受入施設等の配置については、別紙3のとおり。

2 献血受入のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

各都道府県血液センターにおける主な取組は、別紙4のとおり。

ア 国民全般を対象とした普及啓発

(ア) 全国的なキャンペーン等の実施

①国及び都道府県と連携し、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、愛媛県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。

②テレビ、SNSを含むインターネット等のデジタル広報媒体及びポスター等

の紙広報媒体を効果的に活用し、献血への協力を呼びかけるとともに、血液事業や血液製剤に対する理解を促す。その際、ポスター等の紙広報媒体については、デジタル広報媒体の情報にアクセスしやすい工夫をする。

③都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、血漿分画製剤が様々な疾病の治療薬として広く使われており需要が急激に増加していること、血液の成分である血漿を原料として作られていることを分かりやすく丁寧に周知し、血漿分画製剤の安定供給に必要な原料血漿量を確保できるよう血漿成分献血への協力を呼びかける。

(イ) 企業等への献血推進対策

献血に協賛する企業や団体を募り、社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても、献血は不可欠であることへの理解を求め、これまでと変わらない献血協力を呼びかけるとともに、テレワークの広がりに対応し、企業や団体に出向いての献血実施に加え、従業員等の居住地近隣の献血会場での協力依頼など、個々の企業や従業員等の事情に合わせた形での推進対策を強化する。

さらに、企業等に対して、従来の社員研修や社内広報等の機会に加え、オンラインを積極的に活用して「献血セミナー」の開催や献血に関する情報提供等を行い、正確で理解しやすい情報の伝達を図るとともに、特に若年層の従業員等の献血促進について協力を求める。

(ウ) 複数回献血の推進

献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血について、安定的な血液の確保に資するだけでなく、血液製剤の安全性確保の観点からも重要であることなどを広く国民に周知する。

また、平素から献血者に対して、複数回献血の呼びかけを積極的に行う。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

なお、血小板や需要が増大している原料血漿を安定的に確保できるよう、成分献血については、同一献血者に年間複数回の献血への協力を依頼する。

(エ) 献血予約の推進

献血予約が、計画的かつ安定的な献血確保に資すること、また、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、献血協力の集中や献血会場の混雑を回避し、献血協力時間帯の分散化を可能にすることなど、献血予約の重要性を広く国民に周知する。

また、献血者に対して献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を促進し、同サービスを活用した献血予約の推進を積極的に行う。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(ア) 普及啓発資材の作成及び活用

献血や血液製剤に関する理解を促すため、小・中学生を対象とした献血推進パンフレット、広報用ポスター等を製作し、積極的に活用する。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

血液事業や献血に関する情報に接する機会の増加を図るため、若年層の多くが利用している SNS を含むインターネット等を中心に情報発信を行い、内容についても若年層の嗜好を考慮するなど、効果的な広報を行う。また、実際の献血協力につながるよう、学生献血推進ボランティア等と連携し、同世代からの働きかけを促進する。さらに、感染リスクが高まる密閉空間、密集場所、密接場面の 3 つの条件の環境の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」に対応し、対面ではなくオンラインを活用した情報発信の充実に向けて、効果的な手段及び内容の検討を進める。

(ウ) 献血セミナーの実施など学校等への献血の普及啓発

オンライン授業の広がり等により学校に出向いての献血実施が困難な状況下においても、学生に対して献血思想を普及させるため、国、都道府県、市町村及びボランティア組織等の協力を得ながら献血セミナーの実施の更なる推進を図る。献血セミナーの実施にあたっては、「新しい生活様式」に対応するため、オンラインを積極的に活用し、一か所に多くの参加者が集まる形を避けるとともに、リモートで授業を受けている学生が参加しやすいよう配慮する。さらに、献血セミナーの様子を映像化して希望者がいつでも閲覧できる環境を整備する。

また、献血セミナーの機会等を活用し、主に献血可能年齢未満もしくは献血未経験者である学生に対し、将来に向けての潜在的な献血者としてラブラッドへの登録を推進する。

①小学生、中学生を対象とした対策

献血や血液製剤に対する関心を喚起するため、献血セミナーや血液センター等での体験学習を積極的に実施し、将来の献血協力に向けた啓発を図る。

②高校生を対象とした対策

献血や血液製剤に対する理解を深めてもらうため、献血セミナーの実施や生徒への献血啓発資材等の配付を積極的に行うほか、地域事情を考慮しつつ献血に協力できる学校を募り、献血の推進を促す。

③大学生を対象とした対策

献血推進運動を行っている学生献血推進ボランティア組織等と更なる

連携を図り、全国学生クリスマス献血キャンペーン（12月）を実施することをはじめ、献血セミナー、大学・サークル・学生献血推進ボランティア等が所有するポータルサイトやSNS、学校が学生に付与しているメールアドレス等への情報発信を通じて献血や血液製剤に関する理解を促進する。

特に将来の医療の担い手となる医療・薬学系の学生等に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、献血会場及び血液センター等を活用した啓発を行う。

（2）採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

献血の受入れに際しては献血申込者に丁寧な対応を心掛け、不快の念を与えることのないよう、職員の教育訓練の充実強化を図るとともに、献血者の意見・要望を把握し、休憩スペースの十分な確保等を行う。また、献血者の個人情報保護や献血者健康被害救済制度についても適正に運用し、献血者が安心して献血できる環境を整備する。

初めて献血をする方の、献血に対する不安等を払拭することはもとより、献血の都度、献血の手順や献血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全を確保する。

献血ができなかつた方に対しては、その理由を分かりやすく丁寧に説明するとともに、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。

また、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境を整備し、より一層のイメージアップを図る。

併せて、新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症の感染拡大の状況下においても、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止対策を講ずるとともに、様々な広報手段を用いて、感染防止対策を周知する。

イ 献血者の利便性の向上

（ア）常設献血受入施設における対応

献血者の利便性を考慮しつつ、安全で安心かつ効率的な採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、子育て世代に対応した託児スペース整備、地域性を考慮した献血受入時間帯の設定に取り組む。

（イ）移動採血車における対応

地域の実情に応じ、移動採血車による計画的な採血や、企業・団体等の意向を踏まえた献血機会を提供する。また、移動採血車における献血予約

を推進する。

(ウ) 献血予約の推進等

ラブラッドを活用した Web 予約及び電話等での予約を積極的に推進し、待ち時間の解消を図るなど、さらなる献血者の利便性を向上させる。

また、他業種の先進事例を参考に、より効果的な情報発信の在り方等を検討し、運用の改善を図る。

第3 その他献血の受入れに関する重要事項

1 献血の受入れに際し、考慮すべき事項

(1) 健康管理サービスの実施

献血者の健康管理に資するため、希望者に対し生化学検査成績、血球計数検査成績を通知する。

また、ヘモグロビン濃度の低値により献血にご協力いただけなかった方に対して、栄養士等による健康相談を実施する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策

国及び都道府県と連携し、献血者の本人確認及び問診を徹底するとともに、HIV 等の感染症の検査を目的とした献血防止のため「安全で責任のある献血」の普及を図る。

(3) まれな血液型の血液の確保

まれな血液型の献血者には、医療機関からの突発的な要請に対応できるよう、本人の意向を踏まえて予め登録を依頼し、必要時に献血を依頼する。

(4) 献血者の意思を尊重した採血の実施

初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血基準を満たしていれば、いずれの採血区分（200 ミリリットル全血献血、400 ミリリットル全血献血又は成分献血）における献血協力も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重したうえで、採血区分を決定する。なお、献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることがある。

2 輸血用血液製剤の在庫管理と不足時の的確な対応

輸血用血液製剤（特に採血後の有効期間が短い血小板製剤及び赤血球製剤）については、在庫予測に基づき、必要血液量の確保対策を講じて安定供給に努めるとともに、国及び都道府県にも在庫情報を提供する。万一の在庫不足時又は不足が予測される場合には対応手順に基づき、関係機関と連携した必要血液量の確保対策を実施する。

3 災害時等における危機管理

災害等が発生した際は、国、都道府県及び市町村と連携して、医療需要に応じ

た血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて献血への協力を呼びかける。その際、被災地域においては、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について慎重に判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。

また、予め災害時等に備えて、国、都道府県、市町村等の関係者との衛星電話等の複数の通信手段の確保や、平時は日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターにて行っている需給調整業務を首都直下地震に備え他の施設でも確実に行うための体制の整備を含む事業継続計画に則り、献血の受入れが確実に行えるよう取り組む。

さらに、新興・再興感染症のまん延下においても血液製剤の安定供給を図るために、献血者や職員に対する感染防止対策を講じ、安全安心な献血環境を保持するとともに、国、都道府県、市町村等の連携を緊密にし、様々な手段を講じて献血血液を確保する。

4 効率的な原料血漿の確保

原料血漿の必要量が増加傾向にあることを踏まえ、成分献血において、採血基準の範囲内で献血者の循環血液量に応じた血漿量を採血する。

また、日本赤十字社は、唯一の採血事業者であるとともに、輸血用血液製剤の製造業者でもある。このため、輸血用血液製剤の製造工程においても、効率的な手法により、原料血漿を確保する。

5 献血受入施策の分析と評価

献血の受入状況について、国、都道府県及び市町村へ情報を提供する。また、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。

また、献血の受入に関する実績、体制等の分析と評価を行い、次年度の献血受入に係る各種施策の検討に活用する。

令和4年度都道府県別必要量

プロック名	都道府県名	輸血用血液製剤の需要見込み(①)(L)					血漿分画製剤用原料 血漿確保計画(②)(L)	令和4年度に必要な 血液量(①+②)(L)
		全血製剤	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	計		
道 北 海	北海道	0	30,560	13,560	8,790	52,910	53,764	106,674
	小計	0	30,560	13,560	8,790	52,910	53,764	106,674
東 北	青森県	0	5,612	2,330	2,010	9,953	12,633	22,585
	岩手県	0	4,480	1,622	1,480	7,583	11,139	18,721
	宮城県	0	7,984	4,679	3,031	15,694	21,126	36,820
	秋田県	0	4,027	1,428	1,427	6,882	9,994	16,876
	山形県	0	4,168	1,740	1,105	7,013	10,439	17,452
	福島県	0	8,329	2,820	2,003	13,152	18,537	31,689
	小計	0	34,600	14,620	11,057	60,276	83,867	144,143
	茨城県	0	10,476	4,100	3,174	17,751	28,426	46,177
関 東 甲 信 越	栃木県	1	7,402	4,056	2,674	14,132	20,576	34,708
	群馬県	0	8,136	3,900	3,094	15,130	21,574	36,704
	埼玉県	0	26,280	11,992	7,430	45,702	57,469	103,171
	千葉県	0	26,081	14,640	7,205	47,926	52,400	100,326
	東京都	5	56,911	34,335	23,304	114,555	142,498	257,053
	神奈川県	0	32,093	17,344	10,168	59,604	86,193	145,797
	新潟県	0	7,918	3,242	3,062	14,222	30,118	44,340
	山梨県	0	3,084	1,414	803	5,300	10,774	16,074
	長野県	0	6,682	3,239	2,011	11,932	24,579	36,511
	小計	6	185,062	98,262	62,924	346,254	474,607	820,861
	富山県	0	3,960	1,512	1,319	6,791	10,024	16,816
	石川県	0	3,480	1,560	1,440	6,480	11,187	17,667
東 海 北 陸	福井県	0	3,176	875	976	5,027	9,073	14,099
	岐阜県	0	7,360	3,011	2,275	12,646	16,032	29,578
	静岡県	0	13,560	5,700	4,365	23,625	36,272	59,897
	愛知県	0	27,448	16,309	8,886	52,643	76,652	129,295
	三重県	0	4,976	2,520	1,821	9,317	16,968	26,285
	小計	0	63,960	31,487	21,083	116,530	177,107	293,637
近 畿	滋賀県	0	4,920	2,075	1,749	8,744	12,542	21,285
	京都府	0	11,592	6,524	4,131	22,247	24,996	47,243
	大阪府	0	43,424	23,976	13,438	80,838	92,244	173,082
	兵庫県	0	19,048	10,264	5,924	35,236	51,325	86,561
	奈良県	0	5,920	3,180	1,515	10,615	11,410	22,025
	和歌山県	0	4,640	1,920	1,341	7,901	10,341	18,241
	小計	0	89,544	47,939	28,098	165,581	202,857	368,438
中 四 国	鳥取県	0	2,250	998	753	4,001	6,528	10,529
	島根県	0	2,058	926	821	3,806	6,819	10,625
	岡山県	0	7,820	3,666	2,393	13,879	21,483	35,362
	広島県	0	11,250	4,101	5,724	21,075	22,615	43,691
	山口県	0	6,313	2,550	1,523	10,386	11,569	21,955
	徳島県	0	3,312	1,015	980	5,308	8,820	14,128
	香川県	0	4,217	1,964	1,169	7,350	10,317	17,667
	愛媛県	0	5,744	2,699	1,582	10,025	15,586	25,611
	高知県	0	3,202	1,498	969	5,669	9,200	14,869
	小計	0	46,167	19,417	15,914	81,499	112,939	194,438
九 州	福岡県	0	21,524	10,879	5,892	38,294	51,234	89,529
	佐賀県	0	2,681	1,037	583	4,301	8,679	12,980
	長崎県	0	6,214	2,922	2,042	11,178	14,750	25,928
	熊本県	0	8,080	3,710	2,091	13,881	17,341	31,222
	大分県	0	5,091	2,313	1,566	8,970	11,749	20,719
	宮崎県	0	4,476	1,896	1,436	7,808	11,846	19,655
	鹿児島県	0	7,986	3,384	2,325	13,695	17,170	30,865
	沖縄県	0	6,348	3,958	2,184	12,490	15,092	27,582
	小計	0	62,399	30,099	18,119	110,618	147,861	258,479
	合 計	6	512,293	255,384	165,986	933,668	1,253,003	2,186,671

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

令和4年度に献血により受け入れる血液の目標量(日本赤十字社)

(L)

ブロッ ク名	都道府県名	全血献血			成分献血			合計
		200mL	400mL	計	血小板	血漿	計	
北海道	北海道	1,300	78,400	79,700	18,406	12,196	30,602	110,302
	小計	1,300	78,400	79,700	18,406	12,196	30,602	110,302
東北	青森県	160	12,801	12,961	1,399	6,360	7,759	20,720
	岩手県	154	12,263	12,416	2,403	4,628	7,031	19,447
	宮城県	298	23,776	24,074	6,401	10,862	17,263	41,337
	秋田県	117	9,354	9,471	2,327	4,864	7,190	16,661
	山形県	133	10,630	10,764	2,340	4,710	7,050	17,813
	福島県	251	20,004	20,255	4,935	7,564	12,499	32,754
	小計	1,113	88,828	89,941	19,804	38,988	58,791	148,732
関東甲信越	茨城県	461	28,389	28,850	3,539	12,995	16,534	45,384
	栃木県	824	21,372	22,196	5,371	11,391	16,762	38,958
	群馬県	358	22,117	22,476	6,230	11,621	17,851	40,326
	埼玉県	1,120	64,340	65,461	16,194	25,902	42,096	107,557
	千葉県	789	60,365	61,155	13,490	29,149	42,639	103,794
	東京都	1,871	143,529	145,400	45,201	76,596	121,798	267,198
	神奈川県	1,061	81,556	82,617	19,819	47,533	67,352	149,969
	新潟県	311	22,074	22,385	3,888	15,465	19,353	41,738
	山梨県	116	8,902	9,018	0	6,306	6,306	15,324
	長野県	143	19,464	19,606	2,128	13,503	15,631	35,237
	小計	7,055	472,107	479,163	115,860	250,460	366,321	845,483
東海北陸	富山県	156	9,848	10,004	2,297	4,303	6,600	16,604
	石川県	162	10,276	10,438	2,922	5,778	8,700	19,138
	福井県	126	7,908	8,034	0	4,526	4,526	12,560
	岐阜県	288	18,184	18,472	4,424	7,587	12,011	30,483
	静岡県	552	34,816	35,368	5,483	17,868	23,350	58,718
	愛知県	1,086	68,628	69,714	20,054	47,203	67,257	136,971
	三重県	30	14,340	14,370	4,512	9,492	14,004	28,374
	小計	2,400	164,000	166,400	39,692	96,757	136,449	302,849
近畿	滋賀県	99	17,156	17,255	2,573	3,258	5,831	23,086
	京都府	198	29,584	29,782	7,702	11,765	19,466	49,248
	大阪府	1,372	99,351	100,723	25,730	48,046	73,776	174,499
	兵庫県	782	57,801	58,583	12,297	23,298	35,595	94,177
	奈良県	128	13,191	13,318	3,356	4,980	8,336	21,655
	和歌山県	138	12,152	12,290	2,342	2,975	5,318	17,608
	小計	2,716	229,235	231,951	54,000	94,322	148,322	380,273
中国四国	鳥取県	10	6,183	6,193	800	2,695	3,495	9,688
	島根県	3	5,470	5,472	1,277	3,397	4,675	10,147
	岡山県	243	21,214	21,457	4,495	10,527	15,022	36,480
	広島県	228	29,021	29,250	14,688	11,229	25,917	55,167
	山口県	60	16,354	16,414	1,561	4,152	5,713	22,127
	徳島県	17	7,975	7,991	1,041	3,898	4,939	12,931
	香川県	5	10,705	10,710	1,247	4,627	5,875	16,584
	愛媛県	10	14,525	14,535	2,266	7,451	9,717	24,252
	高知県	74	7,650	7,724	1,134	4,406	5,540	13,264
	小計	649	119,097	119,746	28,510	52,384	80,894	200,640
九州	福岡県	0	58,780	58,780	12,194	26,152	38,346	97,125
	佐賀県	100	7,800	7,900	2,438	6,487	8,925	16,825
	長崎県	100	15,150	15,249	3,301	6,886	10,187	25,436
	熊本県	180	20,496	20,676	3,848	8,916	12,764	33,439
	大分県	50	13,514	13,564	2,337	5,022	7,359	20,922
	宮崎県	28	11,760	11,788	2,336	8,923	11,259	23,047
	鹿児島県	79	18,780	18,859	3,521	6,716	10,237	29,096
	沖縄県	69	15,776	15,845	2,814	6,166	8,980	24,825
	小計	606	162,055	162,661	32,789	75,267	108,056	270,717
	合計	15,840	1,313,722	1,329,562	309,061	620,373	929,435	2,258,996

※山梨県及び福井県では血小板採血を行わないため、血小板成分献血目標量が「0」となっていること。

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

令和4年度に献血により受け入れる血液の目標量(都道府県・献血種類・採血所分類別)

ブロッタク名	都道府県名	固定施設(母体・事業所・出張所)					移動採血車			オープン採血			
		200mL採血	400mL採血	血漿採血		合計(L)	200mL採血	400mL採血	合計(L)	200mL採血	400mL採血	合計(L)	
				FFP-480用	原料血漿確保用								
北海道	北海道	830	22,762	3,873	8,323	18,406	54,194	470	55,558	56,028		80	80
	小計	830	22,762	3,873	8,323	18,406	54,194	470	55,558	56,028		80	80
東北	青森県	46	2,997		6,360	1,399	10,802	114	9,804	9,918			
	岩手県	35	2,082		4,628	2,403	9,148	118	10,147	10,265	0	34	35
	宮城県	147	8,712	3,906	6,956	6,401	26,121	139	14,872	15,010	12	192	205
	秋田県	23	2,034		4,864	2,327	9,247	94	7,320	7,414			
	山形県	96	1,609		4,710	2,340	8,755	37	9,021	9,058			
	福島県	58	4,601	100	7,464	4,935	17,157	193	15,404	15,597			
	小計	405	22,034	4,006	34,981	19,804	81,231	695	66,567	67,262	13	227	240
	茨城県	38	8,189	953	12,041	3,539	24,761	423	20,200	20,623			
関東甲信越	栃木県	148	3,872	4,341	7,050	5,371	20,782	640	16,700	17,340	36	800	836
	群馬県	132	8,042	3,935	7,686	6,230	26,025	220	13,995	14,216	6	80	86
	埼玉県	397	38,899	6,806	19,096	16,194	81,391	717	25,374	26,091	6	68	74
	千葉県	410	31,390	6,081	23,068	13,490	74,440	356	27,133	27,490	23	1,842	1,865
	東京都	650	84,768	17,695	58,901	45,201	207,216	984	47,340	48,324	237	11,420	11,658
	神奈川県	612	47,050	4,432	43,101	19,819	115,014	434	33,495	33,928	16	1,010	1,026
	新潟県	229	11,228		15,465	3,888	30,810	82	10,846	10,928			
	山梨県	12	2,856		6,306		9,174	104	6,046	6,150			
	長野県	140	6,242		13,503	2,128	22,013	3	13,221	13,224			
	小計	2,768	242,536	44,244	206,216	115,860	611,625	3,963	214,350	218,314	324	15,221	15,544
東海北陸	富山県	84	1,560	60	4,243	2,297	8,244	72	8,288	8,360			
	石川県	76	3,076	1,013	4,765	2,922	11,852	86	7,200	7,286			
	福井県	30	1,797		4,526		6,353	96	6,111	6,207			
	岐阜県	88	3,804	1,668	5,919	4,424	15,903	200	14,380	14,580			
	静岡県	96	6,760	655	17,212	5,483	30,206	456	28,056	28,512			
	愛知県	666	31,704	14,895	32,308	20,054	99,627	385	33,624	34,009	35	3,300	3,335
	三重県	30	4,560	1,490	8,002	4,512	18,594		9,780	9,780			
近畿	小計	1,070	53,261	19,781	76,976	39,692	190,779	1,295	107,439	108,734	35	3,300	3,335
	滋賀県	49	3,396	76	3,181	2,573	9,276	50	13,761	13,810			
	京都府	76	10,849	2,279	9,486	7,702	30,391	118	18,395	18,513	4	340	344
	大阪府	726	54,800	8,337	39,709	25,730	129,302	568	41,716	42,284	78	2,834	2,913
	兵庫県	436	31,923	4,539	18,759	12,297	67,954	335	25,422	25,757	11	456	467
	奈良県	105	3,803	82	4,899	3,356	12,244	23	9,388	9,411			
	和歌山县	50	995		2,975	2,342	6,363	89	11,157	11,245			
中四国	小計	1,442	105,765	15,313	79,009	54,000	255,529	1,181	119,840	121,021	93	3,630	3,723
	鳥取県	10	2,683		2,695	800	6,188		3,500	3,500			
	島根県	3	1,232		3,397	1,277	5,909		4,238	4,238			
	岡山県	168	6,264	1,227	9,300	4,495	21,454	75	14,950	15,025			
	広島県	188	6,880	6,152	5,078	14,688	32,986	40	22,045	22,085		96	96
	山口県	18	1,872		4,152	1,561	7,603	42	14,482	14,524			
	徳島県	17	2,880		3,898	1,041	7,836		5,095	5,095			
	香川県	5	3,348		4,627	1,247	9,228		7,357	7,357			
	愛媛県	10	4,152	748	6,704	2,266	13,879		10,181	10,181		192	192
	高知県	74	1,968		4,406	1,134	7,582		5,682	5,682			
九州	小計	493	31,279	8,127	44,258	28,510	112,668	157	87,530	87,686		288	288
	福岡県		18,293	10,892	15,259	12,194	56,639		38,346	38,346		2,140	2,140
	佐賀県	28	2,172	3,214	3,273	2,438	11,125	72	5,628	5,700			
	長崎県	100	2,796	1,263	5,623	3,301	13,083		12,353	12,353			
	熊本県	180	6,600	4,131	4,785	3,848	19,544		13,896	13,896			
	大分県	24	3,714	1,120	3,903	2,337	11,097	26	9,800	9,826			
	宮崎県	28	2,448		8,923	2,336	13,735		9,312	9,312			
	鹿児島県	56	4,411		6,716	3,521	14,704	23	14,368	14,391			
	沖縄県	40	2,576		6,166	2,814	11,597	29	12,280	12,308		920	920
	小計	457	43,011	20,619	54,648	32,789	151,524	149	115,983	116,132		3,060	3,060
合計		7,464	520,648	115,962	504,411	309,061	1,457,548	7,911	767,267	775,178	465	25,806	26,271

※オープン採血とは、事業所や学校の会議室として行う献血受入れ方式であること。

※表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

令和4年度献血受入施設数等

別紙3

ブロック名	都道府県名	常設献血受入施設(箇所)	令和4年度中 増減数	移動採血車 (台)			成分採血装置 (台)	令和4年度中 増減数
					令和4年度中 増減数	令和4年度中 更新数		
北海道	北海道		6	14			56	
	小計		6	14			56	
東北	青森県	2		4			13	
	岩手県	1		4			12	
	宮城県	2		6			27	
	秋田県	2		3		2	15	
	山形県	1		4			12	
	福島県	3		7		1	28	
	小計	11		28		3	107	
関東甲信越	茨城県	2		7		1	27	
	栃木県	2		6		2	27	
	群馬県	3		4			30	
	埼玉県	7		10		3	57	
	千葉県	6		10			61	
	東京都	12	1	19		2	163	14
	神奈川県	8		12		1	92	2
	新潟県	2		4			27	
	山梨県	1		3			9	
	長野県	2	△ 1	4		1	29	
	小計	45		79		10	522	16
東海北陸	富山県	1		3			9	
	石川県	2		3			21	
	福井県	1		3			10	
	岐阜県	2		4			22	
	静岡県	3		9			36	
	愛知県	8		11		2	115	
	三重県	3		4		1	26	
近畿	小計	20		37		3	239	
	滋賀県	2		5			15	
	京都府	3		6			35	
	大阪府	11	1	13			106	12
	兵庫県	7		9		1	71	
	奈良県	2		4			22	
中国四国	和歌山县	1		5			11	
	小計	26	1	42		1	260	12
	鳥取県	2		2			11	
	島根県	1		2			8	
	岡山県	2		4			28	
	広島県	2		5			36	
	山口県	1		4			10	
	徳島県	1		3			9	
	香川県	1		3			10	
	愛媛県	1		4			15	
九州	高知県	1		3		1	9	
	小計	12		30		1	136	
	福岡県	5		11		2	55	
	佐賀県	1		2			11	
	長崎県	2		5		2	17	
	熊本県	2		4			23	
	大分県	1		4			11	
	宮崎県	1		4			10	
	鹿児島県	2		5			16	
沖縄	沖縄県	1		4	△ 1	2	14	
	小計	15		39	△ 1	6	157	
	合計	135	1	269	△ 1	24	1,477	28

※「常設献血受入施設」とは、血液センター・事業所・献血ルーム(出張所)を指すこと。

※施設数、移動採血車台数、成分採血装置台数は、令和4年4月1日時点の予定数であること。

各都道府県血液センターにおける主な取組（令和4年度）

①企業等への献血推進

No.	具体的対策	対象
1	移動採血車の配車が難しい事業所に対して、献血ルームでの献血協力依頼を行う。	企業・団体
2	テレワークやオンライン授業の広がりに応じて、企業・学校からその従業員・学生等に対して居住地付近の献血会場を案内してもらう。	企業・団体
3	安定的な血液確保、献血会場の密集回避及び献血者の待ち時間短縮の観点から、献血Web会員サービス「ラブラッド」の活用や電話による直接の依頼を中心とした事前の献血予約を徹底する。	企業・団体
4	テレワークを行っている従業員等については、在宅勤務中であっても献血協力のための外出許可を得られるよう先方総務担当等と調整を図る。	企業・団体
5	大学については、以下4点を依頼すること。①大学・サークル・学生献血推進協議会等が所有するポータルサイトやSNSへの血液センターホームページのリンク掲載。②大学構内への近隣献血ルーム案内ポスターの掲示。③大学から学生用メールアドレスへの献血呼びかけ。④学生献血推進協議会のメンバー等に対して、個人が所有するSNS等での情報発信。	大学
6	高校については、献血会場の案内チラシや献血啓発資材等の生徒への配布を依頼する。また、都道府県支部と連携し、青少年赤十字による献血協力活動等を実施する。	高校
7	採血中止となった会場の代替対応は行政や地元メディア等と連携し、代替会場の設定や実施周知について速やか、かつ、効率的に行う。	企業・団体
8	都道府県（保健所）及び市区町村との連携やライオンズクラブ等の協力団体の支援により献血サポートの増加を図る。	献血未実施の企業や献血協力企業等
9	企業内の新人研修、衛生委員会及び労働組合等における会合等の機会を利用し、適宜オンラインを活用のうえ献血セミナーを実施する。	企業・団体
10	各血液センターが作成したメタボ対策や高血圧予防のパンフレット等を用いて、献血後の検査結果を健康管理に役立てていただくよう推進する。	企業・団体

②複数回献血の推進

No.	具体的対策	対象
1	採血中、休憩中等にラブラッドの説明・勧誘を行うことで、会員増を強化する。	ラブラッド未加入者
2	ラブラッド会員に対して、献血依頼、健康管理意識向上のための講演会、その他イベント等の情報を発信し、会員の複数回献血を促進する。	ラブラッド会員
3	1年以上献血の間隔が空いている方に献血を依頼し、複数回献血への誘導を図る。	休眠献血者
4	次回の献血予約をされた方には記念品をお渡しする等のキャンペーンを実施し、献血予約を推進することで複数回献血につなげる。	全献血者

③若年層を対象とした普及啓発

No.	具体的対策	対象
1	各血液センターのホームページやSNS、YouTube等を通して、10～30代の関心をもたせるような献血に関するイベント情報や受血者の方からのメッセージを発信する。	若年層全体
2	スポーツ団体や若年層に人気があるアーティストやアニメ作品とのコラボキャンペーンにより、献血に関する興味・関心をもつてもらう。	若年層全体
3	高校生、大学生及び医療系を中心とした専門学校生を対象に、献血の重要性や各都道府県内の若年層献血者数推移等の情報を示した献血セミナーを、適宜オンラインを活用のうえ実施する。献血実施予定の学校では、セミナー受講後に献血協力ができるよう調整を行う。	学生
4	学生献血推進ボランティアの募集及び活動を強化し、学生の視点から献血の呼びかけや献血セミナー、イベントの企画が実施できるよう支援する。準備・打ち合わせ等は可能な限り電話、メール、オンラインで実施する。	高校生・大学生

④小中学生や幼少期の子供とその親を対象とした取組

No.	具体的対策	対象
1	企業や街頭等での献血実施の際、献血セミナーや子供向けミニイベントを実施し、子育て世代の方に献血に協力していただく。	幼少期の子供 かいる親子
2	小・中学生が理解しやすいアニメーションやクイズを取り入れた献血セミナーや、各血液センターの施設見学や移動採血車の試乗、キッズ献血等を実施し、献血に関する興味・関心をもつてもらう。	小学生・中学生
3	学校・PTAを通じて広報チラシの配布やメール等による情報発信を行う。	小学生・中学生

⑤血漿分画製剤用原料血漿確保に向けた取組

No.	具体的対策	対象
1	これまで主に全血献血でご協力いただいている方にも成分献血を勧めることで、赤血球製剤と共に原料血漿の確保につなげる。	全血献血者
2	成分献血者を中心に接遇時に次回献血可能日の案内と併せて次回予約を依頼する。次回予約をされた献血者には記念品等をお渡しする。	全献血者
3	体内の循環血液量を考慮した献血者への協力依頼を実施する。	全献血者
4	血漿分画製剤についての情報が掲載されているチラシや冊子を献血会場や献血協力団体等において配布することで、同製剤の普及啓発を図る。	一般の方

(案)

令和 4 年度の献血の推進に 関する計画

令 和 4 年 月 日

厚 生 労 働 省 告 示 第 号

目次

前文	1
第1 令和4年度に献血により確保すべき血液の目標量	1
第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項	1
1 献血推進の実施体制と役割	1
2 献血推進のための施策	2
(1) 普及啓発活動の実施	
ア 国民全般を対象とした普及啓発	
イ 若年層を対象とした普及啓発	
ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発	
(2) 採血所の環境整備等	
ア 献血者が安心して献血できる環境の整備	
イ 献血者の利便性の向上	
第3 その他献血の推進に関する重要事項	5

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項 ······	5
(1) 血液検査による健康管理サービスの充実	
(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進	
(3) 採血基準の在り方の検討	
(4) まれな血液型の血液の確保	
(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施	
2 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応 ···	6
3 災害時等における献血の確保 ······	6
4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価 ······	6

令和4年度の献血の推進に関する計画

前文

- 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第1項の規定に基づき定める令和4年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成31年厚生労働省告示第49号）に基づくものである。

第1 令和4年度に献血により確保すべき血液の目標量

- 令和4年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤51万リットル、血漿^{しょう}製剤26万リットル、血小板製剤17万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。
- さらに、確保されるべき原料血漿^{しょう}の量の目標を勘案すると、令和4年度には、全血採血による133万リットル及び成分採血による93万リットル（血漿^{しょう}成分採血62万リットル及び血小板成分採血31万リットル）の計226万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第2 献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

令和2年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和4年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 献血推進の実施体制と役割

- 国は、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした輸血用血液製剤及び血漿^{しょう}分画製剤（以下「血液製剤」という。）の安定供給を確保し、その国内自給を推進する。そのため、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていることなどを含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。
- 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、地域の実情に応じた取組を通じて、住民の献血への関心を高め、献血への参加を促進する。都道府県は、採血事業者、医療関係者、

商工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、採血事業者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画を策定する。このほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。また、市町村においても、同様の協議会を設置し、献血推進に取り組むことが望ましい。

- ・ 採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施することなどにより、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

2 献血推進のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

ア 国民全般を対象とした普及啓発

(ア) 全国的なキャンペーン等の実施

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、愛媛県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。
- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、テレビ、SNSを含むインターネット、ポスター等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。その際、ポスター等においてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。
- ・ 国及び採血事業者は、都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼びかける。

(イ) 企業等における献血への取組の推進

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、献血に協賛する企業や団体を募り、企業等の社会貢献活動の一つとして、集団献血を含めた企業等における献血の推進を

促す。

- ・ 採血事業者は、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等に協力を求める。また、献血や血液製剤について企業等に分かりやすく説明するための「献血セミナー」を実施する。
- ・ 企業等は、従業員等に対し、ボランティア活動の一環として献血に協力するよう呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易に行えるよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境づくりを推進することが望ましい。

(ウ) 複数回献血の推進

- ・ 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血の重要性や安全性について広く国民に周知する。
- ・ 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(ア) 普及啓発資材の作成

- ・ 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材及び中学生を対象とした献血への理解を促すポスターを作成する。なお、作成にあたっては、学校等でのパソコン、タブレット等による利用にも留意する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの教材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえるよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての普及啓発資材に国が作成した献血推進キャラクターを活用するなど、実効性のある取組を行う。

(ウ) 献血セミナー等の実施

- ・ 採血事業者は、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設け、献血や血

液製剤について正確な情報を伝え、協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。

- ・ 都道府県及び市町村は、採血事業者が実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習の機会を学校等において積極的に活用してもらえるよう情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

(I) 学校等における献血の普及啓発

- ・ 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、将来医療従事者になろうとする者に、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

- ・ 次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。

(2) 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 採血事業者は、献血の受入れに際して献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意する。その際、献血ができなかつた者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。
- ・ 採血事業者は、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保するなど、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報を保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施するなど、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。
- ・ 採血事業者は、特に初回献血者が抱いている不安等を軽減することはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。このため、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度ごとに十分に行う。
- ・ 採血事業者は、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境づくり等を行い、より一層のイメージアップを図る。

- ・ 採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うことともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。
- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

イ 献血者の利便性の向上

- ・ 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、ICTを活用したWEB予約の推進等に積極的に取り組む。

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

(1) 血液検査による健康管理サービスの充実

- ・ 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかつた者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。
- ・ 献血申込者の健康管理に資する検査の充実は献血の推進に有効であることから、国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進

- ・ 国は、採血事業者と連携し、献血者の本人確認及び問診の徹底、HIV等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための措置等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上させるための対策を推進する。

(3) 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを検討する。

(4) まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その者の意向を踏まえ、登録を依頼する。
- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施

- ・ 採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血区分（200ミリリットル全血採血、400ミリリットル全血採血

又は成分採血) や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。(なお、採血事業者が献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めるることは可能である。)

2 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、製造販売業者等の保有する輸血用血液製剤(特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤)の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を来す危険性を勘案し、国の献血推進本部設置要綱(平成17年4月1日決定)及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずる。

3 災害時等における献血の確保

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、採血事業者は、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。
- ・ 採血事業者は、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。国、都道府県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、採血事業者の取組を支援する。
- ・ 採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。また、国、都道府県及び市町村は、採血事業者の取組を支援する。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和5年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。
- ・ 国は、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について、献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。

- ・ 採血事業者は、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。併せて、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。